

川崎市災害廃棄物等処理計画改定等検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 本市における災害廃棄物等の処理に関する事項を定めた川崎市災害廃棄物等処理計画及び川崎市災害廃棄物等処理実施計画の改定等について、庁内決定の事前調整を行うために、川崎市災害廃棄物等処理計画改定等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討委員会の所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 川崎市災害廃棄物等処理計画の改定に関すること
- (2) 川崎市災害廃棄物等処理実施計画の改定に関すること
- (3) その他災害廃棄物等に関すること

(検討委員会の組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は環境局総務部長をもって充てる。
- 3 副委員長は環境局生活環境部長、環境局担当部長（廃棄物政策担当）、環境局施設部長をもって充てる。
- 4 委員は別表に掲げる者をもって充てる。
- 5 検討委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(関係者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング会議)

第5条 検討委員会に必要に応じてワーキング会議を置くことができる。

- 2 ワーキング会議に座長を置き、環境局総務部庶務課長をもって充てる。

3 ワーキング会議は、必要に応じて座長が召集する。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、環境局総務部庶務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 3 条関係）

委員長	総務部長
副委員長	生活環境部長
	生活環境部担当部長（廃棄物政策担当）
	施設部長
委員	庶務課長
	庶務課担当課長（労務管理・安全衛生担当）
	環境対策推進課長
	減量推進課長
	収集計画課長
	廃棄物指導課長
	生活環境部担当課長（廃棄物政策担当）
	施設整備課長
	施設建設課長
	処理計画課長